

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2001年11月8日 (08.11.2001)

PCT

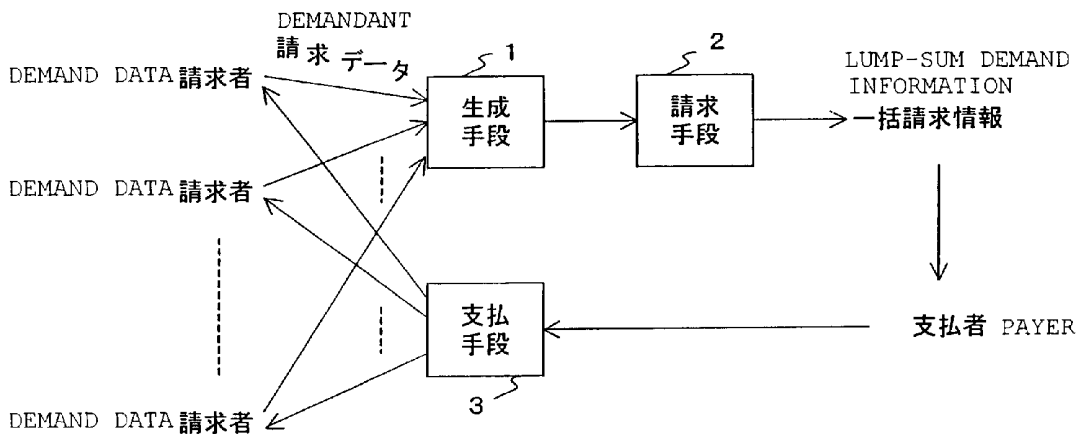
(10) 国際公開番号
WO 01/84391 A1

- (51) 国際特許分類: G06F 17/60
 - (21) 国際出願番号: PCT/JP00/02787
 - (22) 国際出願日: 2000年4月27日 (27.04.2000)
 - (25) 国際出願の言語: 日本語
 - (26) 国際公開の言語: 日本語
 - (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 富士通株式会社 (FUJITSU LIMITED) [JP/JP]; 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 Kanagawa (JP).
 - (72) 発明者; および
 - (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 山名康之 (YAMANAMA, Yasuyuki) [JP/JP]. 錦織御国 (NISHIKIORI, Mikuni) [JP/JP]; 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内 Kanagawa (JP).
 - (74) 代理人: 大菅義之 (OSUGA, Yoshiyuki); 〒102-0084 東京都千代田区二番町8番地20 二番町ビル3階 Tokyo (JP).
 - (81) 指定国 (国内): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BY, CA, CH, CN, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, NO, NZ, PL, PT, RO, RU, SD, SE, SG, SI, SK, SL, TJ, TM, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VN, YU, ZA, ZW.
 - (84) 指定国 (広域): ARIPO 特許 (GH, GM, KE, LS, MW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZW), ユーラシア特許 (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE), OAPI 特許 (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).
- 添付公開書類:
— 国際調査報告書

[続葉有]

(54) Title: PAYMENT VICARIOUS EXECUTION SYSTEM AND METHOD

(54) 発明の名称: 支払代行システムおよび方法



1...GENERATION MEANS 2...DEMAND MEANS 3...PAYMENT MEANS

(57) Abstract: Processing of demand and payment in a bill service, which satisfies an end user and realizes low-communication traffic. If each demandant unit (11) sends demand data (P1), an agent unit (12) sorts them and forms aggregated bills for every payer, and they are placed to web sites of internet or mailed to each payer (P5). In case of the internet, the payer accesses to the site by using an internet terminal (14), performs checking of total amount and approval by items on a screen, and requests a payment agent to pay (P6). In case of the mailing, if the mailed bill is a transfer card (17), the payer semi-automatically performs a request by using an ATM (15) (P7). A paid fund is remitted to an account for every payer of the payment agent and, thereafter, is sorted and remitted to an account of the demandant. The agent unit sends the remittance request to a financial agency unit (13) (P10) and, further, sends specification data for every demandant to the demandant (P10).

[続葉有]

WO 01/84391 A1



2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイドランスノート」を参照。

(57) 要約:

エンドユーザを満足させまた低い通信トラフィックを実現する請求書サービスにおける請求と払込みの処理。各請求者装置(11)が請求データを送る(P1)と、エージェント装置(12)はそれらを仕分けして集約された支払者別請求書を生成し、それらをインターネットのウェブサイトに置くかまたは各支払者に郵送する(P5)。インターネットの場合では、支払者は、インターネット端末(14)を使ってそのサイトにアクセスし、総額のチェックや項目別の承認を画面上で行い、支払代行業者に支払いをリクエストする(P6)。郵送の場合では、郵送されたのが振込カード(17)であれば支払者はATM(15)を使って半自動的にリクエストを行う(P7)。支払われる資金は、支払代行業者の支払者別口座に送金された後、請求者の口座に振り分けられて送金される。エージェント装置は、これらの送金リクエストを金融機関装置(13)に送る(P10)とともに、請求者別明細書データを請求者に送る(P10)。

明細書

支払代行システムおよび方法

5 技術分野

本発明は、各種料金の支払を支払者に代わって行うシステムおよび方法に関する。

背景技術

- 10 現在、公共料金のように、繰返し請求される各種料金の支払は、金融機関による口座自動引落、支払者による1件毎の振込、またはコンビニ窓口での現金支払依頼により行われている。口座自動引落の場合は、請求者から請求された金額が、自動的に支払者の口座から引き落とされ、請求者の口座に入金される。また、1件毎の振込の場合は、請求者から郵送された振込依頼書を、支払者が
- 15 金融機関の窓口で提出して、支払を行う。このような処理を円滑に行うため、請求者は、金融機関への引落依頼業務や、振込依頼書付き請求書の発行・郵送業務を、代行業者に依頼する場合がある。

しかしながら、上述した従来の支払方法には、次のような問題がある。

- 20 口座自動引落の場合、支払者の意向を確認することがなく、請求額が強制的に口座から引き落とされるため、支払者は支払を拒否することができない。また、1件毎の振込の場合、請求書が発行される度に、支払者が金融機関やコンビニエンスストア等に出向いて手続きを行う必要があり、請求者の数が増えると大変面倒である。

- 25 さらに、いずれの場合でも、各支払毎に領収書が発行されるため、多数の領収書の管理が煩雑になる。このため、必要な領収書を探すのに手間がかかると

いう問題もある。

一方、インターネットの普及に伴い、電子ショッピング等による1件毎の振込のトラフィックの増大が予想されており、単純な対応では急激なシステム負荷の増大に追随困難となる可能性がある。そこで、必然的に、ネットワークトラフィックの増大をうまく抑制し、エンドユーザのニーズを満足させるシステムが必要となる。

発明の開示

本発明の課題は、複数の請求者から請求される各種料金の支払の際に、支払者の利便性を向上させるとともに、トラフィック抑制を可能にし、システム全体のパフォーマンスを向上させるシステムおよび方法を提供することである。

図1は、本発明の支払代行システムの原理図である。図1の支払代行システムは、例えば、支払代行業者の情報処理装置に対応し、生成手段1、請求手段2、および支払手段3を備える。

生成手段1は、複数の請求者からの複数の請求データをまとめて、一括請求情報を生成する。請求手段2は、一括請求情報を支払者に通知するための処理を行う。支払手段3は、支払者が一括請求情報の金額を支払ったとき、支払われた金額を複数の請求者に振分けるための処理を行う。

生成手段1は、複数の請求データを自動的にまとめて一括請求情報を生成し、請求手段2に渡す。請求手段2は、受け取った一括請求情報をネットワーク経由で支払者に送信したり、一括請求情報を記録した紙媒体や電子媒体等を発行する処理を行う。発行された媒体は郵送等の方法により、支払者に送付される。

支払者は、受け取った一括請求情報に基づいて、複数の請求データの請求総額を一括して金融機関に支払う。金融機関から支払が行われたことを通知されると、支払手段3は、自動的に、その金額を請求データに対応する請求者毎に

振分け、請求者に対する支払を金融機関に依頼する。

このようなシステムによれば、支払者は、複数の請求者から請求書を別々に受け取り、それらの請求書の請求額を別々に振込む代わりに、一括請求情報に基づいて一括振込を行うことができる。この場合、領収書は一括して発行されるため、領収書の管理が容易になる。また、口座自動引落とは異なり、個別の請求項目に対して支払を行うか否かを選択することもできる。したがって、支払者の利便性が大幅に向上する。

また、1件毎の振込を集約して一括振込を行うことにより、ネットワークトラフィックの増大が抑制され、システム全体のパフォーマンスが向上する。

10 例えば、図1の生成手段1、請求手段2、および支払手段3は、後述する図2のエージェント装置12に対応する。

図面の簡単な説明

- 図1は、本発明の支払代行システムの原理図である。
- 15 図2は、支払代行システムの構成図である。
- 図3は、支払代行サービスを示す図（その1）である。
- 図4は、支払代行サービスを示す図（その2）である。
- 図5は、支払依頼処理を示す図である。
- 図6は、第1の支払スケジュールを示す図である。
- 20 図7は、選択結果を示す図である。
- 図8は、第2の支払スケジュールを示す図である。
- 図9は、振込カードのデータフォーマットを示す図である。
- 図10は、情報処理装置の構成図である。
- 図11は、記録媒体を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

以下、図面を参照しながら、本発明の実施の形態を詳細に説明する。

本実施形態では、各種料金の請求/支払を請求者/支払者に代わって行なう支払代行サービスについて説明する。このサービスでは、支払者は、代行業者
5 から各種料金の請求額を一括した請求書を受け取り、その内容を確認した上で、請求額を一括して代行業者の口座に振込む。これにより、代行業者の口座から各請求者の口座に、各種料金の請求額が自動的に振分けられて振込まれる。

したがって、支払者は、種々の料金の振込依頼書付き請求書を別々に受け取り、それらの振込依頼書を別々に金融機関に持って行って振込む代わりに、代
10 行業者から受け取った請求総額の振込依頼書を用いて、一括振込を行うことができる。また、口座自動引落とは異なり、支払者は、本人の意志に基づいて支払を行うことができ、必要であれば、支払を拒否することもできる。したがって、支払者の利便性が大幅に向上する。

この支払代行サービスは、インターネットを利用して提供することも可能で、
15 例えば、インターネット上の会員制サービスである@niftyの会員に対して提供され、インターネット銀行への振込を利用して行われる。支払対象は、主として、次の2つの条件の少なくとも一方を満たすような請求者から請求される料金である。

(1) 料金請求を繰返し行う請求者

20 (2) 多数の料金請求先(支払者)を持つ請求者

支払者は、(1)の請求者の振込先に対しては、一定期間内に複数回の振込を行うことになる。これに対して、(2)の請求者の振込先に対しては、1回しか振込を行わない場合もある。このような請求者の料金には、以下のようなものが含まれる。

25 (1) 税金

各種の国税、地方税等

(2) 公共料金

電話、電気、水道、ガス、公共放送局、大学・学校（授業料等）等

(3) 月／旬／年払い返済・掛金

- 5 各種ローン、クレジットカード会費／支払、各種会員制クラブの会費、各種保険料、マンション管理費／積立金、借家／駐車場の賃貸料、車／パーソナルコンピュータリース料等

(4) サービス料

- 10 インターネット使用料、特定の電話会社、携帯電話、CATV（community antenna television）、有料衛星放送、警備保障、通信販売支払、各種新聞・雑誌等の購読料等

上述の各種会員制クラブには、以下のようなものが含まれる。

(1) リゾートクラブ

- 15 (2) ショッピングクラブ（通信販売、デパート、スーパーマーケット、レストラン、商店街等）

(3) スポーツクラブ（ボーリング、テニス、スイミング、ゴルフ等）

(4) スポーツファンクラブ（サッカー、野球等）

(5) 趣味・健康に関するクラブ（カルチャーセンター、フィットネス、サウナ等）

- 20 (6) コンサートホール等のイベント業者が募集する団体

図2は、このようなサービスを提供する支払代行システムの構成図である。図2のシステムは、請求者装置11、エージェント装置12、金融機関装置13、インターネット端末14（携帯電話、双方向テレビ等を含む）、およびATM（automatic teller machine）15を含む。

- 25 請求者装置11は、各種料金を請求する企業、団体、会員制クラブ、クレジ

ットカード会社等の各請求者の装置である。また、エージェント装置 1 2 は、請求／支払の代行業者の装置であり、金融機関装置 1 3 および ATM 1 5 は、金融サービスを提供する各銀行等の装置である。インターネット端末 1 4 は、請求者から提供される商品／サービスの消費者／ユーザまたは会員制クラブの
5 会員の端末装置であり、これらの消費者、ユーザ、および会員は支払者に対応する。

これらの装置は、例えば、コンピュータを用いて構成され、通信ネットワークを介して必要な情報の送受信を行うことができる。この支払代行システムでは、請求者が複数の支払者に対して料金を請求する場合に、以下の手順で処理
10 が行われる。

P 1 : 各種料金の請求データの送付

請求者装置 1 1 は、口座自動引落または振込の請求データを、エージェント装置 1 2 に送信する。請求データを送信する代わりに、請求者は、請求データを記録した記録媒体を代行業者に渡し、代行業者が、そのデータをエージェント装置 1 2 に読み込ませてもよい。
15

P 2 : 自動引落依頼データの送付

エージェント装置 1 2 は、受け取った請求データの中から支払方法が自動引落のものを抽出して、指定金融機関別に仕分けし、各金融機関装置 1 3 に自動引落依頼データを送信する。自動引落依頼データを送信する代わりに、記録媒体を介して、金融機関装置 1 3 に入力してもよい。
20

P 3 : 自動引落

金融機関装置 1 3 は、自動引落依頼データに基づいて、口座間の自動引落処理を行う。

P 4 : 自動引落完了通知

金融機関装置 1 3 は、インターネットバンキングまたはファームバンキング
25

により、自動引落の結果を通知する自動引落通知データを、請求者装置 1 1 に送信する。ここで、インターネットバンキングは、インターネットを介して金融情報を転送することを表し、ファームバンキングは、金融機関が企業等に提供する専用インタフェースを介して金融情報を転送することを表す。

5 P 5 : 各種料金一括請求書の送付

エージェント装置 1 2 は、支払方法が振込の請求データについては、支払者別に仕分けし、各支払者に対する一括請求書（振込依頼書付き）を作成して、支払者の端末 1 4 に送信する（ネットワーク配信）。一括請求書をネットワーク配信する代わりに、紙媒体 1 6 や振込カード 1 7 の形で支払者に送付してもよい。

P 6 : 支払代行依頼

支払者は、端末 1 4 の画面に表示された一括請求書 1 6 を見ながら、ネットワーク上で支払う請求項目を指定して、エージェント装置 1 2 に支払代金を依頼する。

15 P 7 : 請求総額の振込依頼

インターネットバンキング、ファームバンキング、ATM 1 5、または金融機関の窓口を介して、一括請求書 1 6 の請求総額を代行業者の口座へ振込むように、金融機関装置 1 3 に依頼する。

P 8 : 請求総額振込

20 金融機関装置 1 3 は、請求総額を支払者の口座から代行業者の口座へ振込む処理を行う。

P 9 : 請求総額の振込通知

金融機関装置 1 3 は、インターネットバンキングまたはファームバンキングにより、請求総額の振込完了をエージェント装置 1 2 に通知する。

25 P 1 0 : 請求者別仕分け振込依頼

エージェント装置 1 2 は、振込まれた請求総額を請求者別に仕分けし、金融機関装置 1 3 に対して、請求者別の振込依頼をする。さらに、金融機関から請求者に対する振込入金通知の内容を補完するために、請求者に支払明細データを通知する。

5 P 1 1 : 請求者別振込

金融機関装置 1 3 は、エージェント装置 1 2 から依頼された請求者別の振込処理を行う。

P 1 2 : 請求者への振込入金通知

金融機関装置 1 3 は、インターネットバンキングまたはファームバンキング
10 により、振込完了を通知する振込入金通知データを、請求者装置 1 1 に送信する。

上述の P 6 および P 7 の処理において、支払者は、ネットワークを介して支払代行を依頼する代わりに、郵送された振込カード 1 7 を用いて、代行業者に請求総額を振込むこともできる。

15 この振込カード 1 7 には、磁気ストライプまたは I C (integrated circuit) が付加されており、支払者は、振込カード 1 7 を ATM 1 5 に挿入して、必要な操作を行うことで、金融機関装置 1 3 に処理を依頼する。この場合、金融機関装置 1 3 は、P 9 の処理において、支払者から支払代行の依頼があったことを、エージェント装置 1 2 に通知する。振込カード 1 7 を用いた処理の詳細
20 については、後述することにする。

次に、図 3 から図 8 までを参照しながら、支払者がインターネットを介して支払代行サービス（振分け振込代行サービス）を利用する場合の処理について、より詳細に説明する。この場合、図 3 および図 4 に示すように、支払代行サービスは以下の手順で提供される。

25 P 2 1 : 支払代行サービスの申込

インターネット会員である支払者は、各種料金支払代行サービスサイトの利用申込を、インターネット端末14からエージェント装置12に送信する。このとき送信される申込データには、各種料金の請求者名（支払先名）と、申込者（支払者）の口座の金融機関名および口座番号が含まれる。

- 5 なお、申込者は、端末14に表示された地域に応じて、ガス会社や電力会社等の地域に依存するメニューから項目を選択することにより、申込操作を簡略化する。

エージェント装置12は、サービスサイトを運用するインターネット接続サーバ21と、金融機関装置13とのインタフェース用のファームバンキング端末22を含む。ここで、金融機関装置13は、1つ以上の金融機関の装置の集合を表している。また、ファームバンキング端末22の代わりに、インターネット端末を用いてもよい。

サーバ21は、端末14から申込データを受信し、利用申込を受付ける。そして、各請求者の請求者装置11に、支払者から料金振込の代行を依頼されたことを通知し、請求データの定期的提供を依頼する。

P 2 2 : 代行業者用口座開設

サーバ21は、インターネットバンキングまたはファームバンキングにより、支払者の指定金融機関に、申込者の支払を代行するための口座開設を依頼する。ファームバンキングの場合、サーバ21は、ファームバンキング端末22を介して金融機関装置13と通信する。サーバ21からの依頼により、図4に示すように、金融機関装置13の代行業者名義の口座の中に、支払者a, b, . . . , x用の口座D_a, D_b, . . . , D_xがそれぞれ設けられる。この支払者用口座が開設されると、支払代行サービスが開始される。

P 2 3 : 各種料金請求

25 請求者であるA社, B社, . . . , X社の請求者装置11は、サーバ21か

らの依頼に応じて、支払者 a, b, . . . , x を請求先とする各種料金の請求データを、インターネットを介して、サーバ 2 1 のサービスサイトに送信する。

P 2 4 : 各種料金請求額の一括通知

サーバ 2 1 は、受信した請求データを支払者毎に仕分けして、仕分けられた
5 各種料金の請求明細を、一括請求書として各支払者のページに一斉配信する。
各支払者は、サービスサイトにアクセスして、自分宛の請求明細を確認する。

P 2 5 : 各種料金支払依頼

各支払者は、請求明細を確認した後、サーバ 2 1 に支払代行を依頼する。

P 2 6 : 請求総額振込

10 各支払者は、インターネットバンキングにより、自分の口座から請求総額に
対応する金額を引出し、代行業者指定の支払者用口座に振込む処理を、金融機
関装置 1 3 に依頼する。インターネットバンキングのサービスを提供していな
い金融機関の場合は、ATM 1 5 から振込処理を依頼する。

これにより、支払者 a, b, . . . , x の口座 M_a , M_b , . . . , M_x か
15 ら、それぞれ、代行業者の口座 D_a , D_b , . . . , D_x に、請求総額が振り
込まれる。

P 2 7 : 請求総額振込

金融機関装置 1 3 は、インターネットバンキングまたはファームバンキング
により、振込通知データをサーバ 2 1 に送信する。

20 P 2 8 : 振込依頼

サーバ 2 1 は、インターネットバンキングまたはファームバンキングにより、
請求総額が入金された各支払者用口座からその金額を引出し、各請求者毎に振
分ける。そして、請求者名義の口座への振込を金融機関装置 1 3 に依頼する。

これにより、各支払者用口座から請求者 A 社, B 社, . . . , X 社の口座 S_a ,
25 S_b , . . . , S_x に、各種料金の請求額が振り込まれる。さらに、サーバ 2

1 は、金融機関装置 1 3 から請求者装置 1 1 に通知される振込明細データの不足部分を補完するために、請求者装置 1 1 に支払明細データを通知する。

P 2 9 : 振込通知

金融機関装置 1 3 は、インターネットバンキングまたはファームバンキング
5 により、各請求者の請求者装置 1 1 に振込明細データを送信する。ファームバンキングの場合、請求者装置 1 1 に設けられたファームバンキング端末 2 0 に対して振込明細データが送信される。この振込明細データには、支払者の会員番号、振込件名、および振込日の情報が含まれる。

P 3 0 : 入金照合

10 各請求者装置 1 1 は、受信した振込明細データから入金明細 2 3 を作成する。このとき、必要であれば、エージェント装置 1 2 からの支払明細データも用いる。そして、入金明細 2 3 を請求明細 2 4 と照合して、請求データの消込を行う。これにより、各種料金の入金管理における消込処理が、完全自動化される。

以上の処理において、支払者は、エージェント装置 1 2 から提示された一括
15 請求書の請求総額をそのまま振込んでいるが、請求明細の項目毎に振込の可否を判断して、一部の項目のみを選択して振込むことも可能である。図 5 は、このような支払依頼処理のシーケンスの例を示している。この処理は、以下のシーケンスで行われる。

P 3 1 : ホームページアクセス

20 支払者は、端末 1 4 からサービスサイトのホームページにアクセスする。

P 3 2 : 本人確認処理

エージェント装置 1 2 は、本人確認処理の手続きを実行し、会員番号、パスワード等の必要な情報の入力を、支払者に要求する。

P 3 3 : 情報提示

25 支払者は、要求された情報を端末 1 4 から入力して、エージェント装置 1 2

に提示し、エージェント装置 1 2 は、提示された情報に基づいて本人確認を行う。 P 3 4 : メニュー提示

確認結果が OK であれば、エージェント装置 1 2 は、処理対象の候補となる請求項目のメニューを支払者に提示する。

5 P 3 5 : 選択・入力

支払者は、端末 1 4 の画面に表示されたメニューから項目を選択し、必要な情報を入力する。ここでは、例えば、支払者の居住地に関する情報が入力される。

P 3 6 : 地域依存メニュー提示

10 エージェント装置 1 2 は、入力された地域に応じて、ガス会社や電力会社等の地域に依存するメニューを編集し、支払者に提示する。

P 3 7 : 選択・入力

支払者は、端末 1 4 の画面に表示されたメニューから項目を選択し、必要な情報を入力する。そして、エージェント装置 1 2 は、関連する請求者装置 1 1

15 および金融機関装置 1 3 に対して、支払者に対する今後の請求予定の有無等の必要な情報を問合せる。

P 3 8 : 一覧表提示

エージェント装置 1 2 は、問合せ先から得られた情報に基づいて、支払スケジュールの一覧表を作成し、支払者に提示する。ここでは、例えば、図 6 のよ
20 うな支払スケジュールが画面に表示される。この支払スケジュールには、今後一定期間内（例えば、1 ヶ月以内）に支払う必要のある請求項目の科目（請求者名）および請求額の一覧、請求総額、手数料、および必要総額が含まれている。振込先が別の金融機関である場合は、さらにその金融機関名も追加される。

支払スケジュールを表示するとき、例えば、支払が特定期間内でなければ処
25 理できないような項目があれば、その期間を合わせて表示する。また、支払期

限の後でも延滞利息を支払えば受付可能な項目と、前払による権利確保型の項目とでは、期限に対する優先度が異なるので、請求額（支払金額）の欄を優先度分類した形で表示する。分類表示の方法としては、色による分類、行の変更による分類等が考えられ、同一優先度の項目群の一括選択を指示するボタンも

5 表示される。優先度は、期限が接近するに連れて高くなるように設定される。

また、支払者と請求者の間の契約打ち切りによる支払停止等に対処するため、請求項目を除外する処理を行うオプションも設けておく。この場合、請求対象から除外された項目の除外事情が記録され、必要に応じて、支払者に提示される。

10 P 39：振込組合せ仮入力

支払者は、表示された支払期間や優先度等を考慮しながら、振込を行う項目を選択し、それ以外の項目を非選択に設定して、振込対象の組合せを入力する。そして、エージェント装置12に試算を指示する。このとき、支払者は、複数の請求者に対する支払を一括して停止する指示を入力することもできる。

15 P 40：試算結果提示

エージェント装置12は、入力された組合せに基づいて請求総額等を試算し、その結果を編集して支払者に提示する。例えば、図6の支払スケジュールにおいて、“NN受信料”、“DD電話”、および“SS会費”の3つの項目が選択された場合、図7のような試算結果が表示される。図7の支払スケジュール

20 では、選択された3つの項目の金額のみが表示され、選択されなかった項目の金額は表示されていない。

また、一括支払停止の指示が入力された場合は、指定された請求者に対する支払代行サービスを停止し、その旨をそれらの請求者の請求者装置11に通知する。

25 P 41：修正／承認

支払者は、表示された試算結果を評価し、それを修正するか承認するかを決定する。試算結果を修正する場合、支払者は、振込対象の組合せを変更して、エージェント装置 1 2 に再度試算を指示する。そして、エージェント装置 1 2 は、P 4 0 の処理を繰り返す。

- 5 また、試算結果を承認する場合、支払者は、エージェント装置 1 2 にスケジュールリングを指示し、エージェント装置 1 2 は、試算結果の各項目の口座振込処理をスケジュールする。

10 P 3 8 および P 4 0 の処理において、エージェント装置 1 2 は、図 6 および図 7 の支払スケジュールの代わりに、図 8 のような支払スケジュールを表示することもできる。図 8 の支払スケジュールには、各請求項目の支払日および支払金額が含まれ、さらに、各支払日における支払金額の累計が棒グラフで表示されている。また、破線 3 1 は、支払者またはエージェント装置 1 2 により設定される管理上限ラインを表し、実線 3 2 は、現在の支払者の口座残高を表している。

- 15 支払者は、累計グラフと、管理上限ライン 3 1 および口座残高 3 2 とを比較することで、表示された支払スケジュールを評価し、修正または承認の操作を行う。端末 1 4 の特性に応じて、支払金額の累計を、別のグラフや数値等で表示してもよい。支払スケジュールの表現方法に関しては、図 6 と図 8 の表現を連携して用いてもよく、これらの表現以外のものを用いてもよい。

- 20 また、エージェント装置 1 2 は、支払者が承認した支払スケジュールにおいて、支払日に口座残高 3 2 が支払総額に満たない場合、不足分を建て替えて支払う処理を行う。この場合、例えば、管理上限ライン 3 1 が支払総額の上限として適用される。

25 次に、図 9 を参照しながら、支払者が図 2 の振込カード 1 7 を用いて支払代行を依頼する場合の処理について説明する。現在の A T M では、通常、磁気ス

トライプ付きの振込カードが用いられているが、将来的にはICカードが用いられることも考えられる。本実施形態の振込カード17は、磁気ストライプ付きでもよく、IC付きでもよい。

図9は、振込カード17に記録されるデータのフォーマットの例を示している。図9のフォーマットは、金融機関で現在使われている振込カードのフォーマットに、追加データを付加したものに对应し、IDマーク、識別情報、受取人（請求者）データ、振込依頼人（支払者）データ、および追加データを含む。

IDマークは、固定文字であり、識別情報としては、例えば、次のような振込カードの種別コードがセットされる。

10 A：普通振込 B：依頼人番号付振込 C：一括支払用振込

また、受取人データは、振込先銀行コード、振込先支店コード、科目、振込先口座番号、および受取人名を含む。振込先口座番号としては、実際の口座番号にチェックデジット数字（暗号用数字）を1桁付加したものが用いられる。このシステムでは、誰かが偽りの振込カードを支払者に郵送し、そのカードを使
15 使って支払金額を別口座に振込ませて、振込まれた金額を着服することが考えられるため、これを防止するために暗号用数字が付加される。

また、振込依頼人データは、依頼人電話番号、依頼人名、依頼人番号、および振込種別を含む。依頼人番号としては、例えば、次のような内容がセットされる。

20 ・一括支払者コード：10～15桁
・支払年月度：年（6桁）＋月（2桁）
・分割振込番号：1回の振込額が3万円（現在の振込手数料アップの臨界額）未満になるように振込回数を自動計算し、複数枚の振込カードを発券した場合の各カードの番号

25 振込種別としては、支払う料金がすべての費目か一部の費目かに応じて、例

えば、次のような値がセットされる。

0 : すべて 1 : 一部

また、追加データは、振込カード発行番号、振込金額、期限日、手数料、負担種別、振込日、振込状況、および料金種別を含む。振込カード発行番号として、振込カード発行管理用のシーケンシャルな番号がセットされる。この番号は、一括請求書の発行番号と同じであり、トラブル／ミス発生時のカード発行履歴調査や原因解明のために用いられる。

また、振込金額を記録しておくことで、振込依頼人がATMに金額を入力する必要がなくなり、金額に関するミスが防止される。また、記録された期限日をチェックすることで、期限切れの振込を防止することができ、締切日後の振込の禁止が徹底される。

また、代行業者が、あらかじめ決められた振込手数料のテーブルに記録されていないような例外の手数料を設定したい場合に、その料金が手数料としてセットされる。

負担種別としては、振込手数料を受取人側が負担するか依頼人側が負担するかを表す識別用コードがセットされる。また、振込カードで振込が行われると、振込日がATMにより書き込まれる。この振込日の情報も、トラブル／ミス発生時の原因究明のために用いられる。

振込状況としては、例えば、未振込の状態で“0”がセットされている。そして、振込が行われると、ATMにより“1”がセットされる。したがって、この情報をチェックすることで、二重振込が防止される。また、料金種別としては、例えば、次のような種別コードがセットされる。このとき、複数の種別コードがコンマ（comma）で区切って羅列される。

0 : 電気 1 : ガス 2 : 電話 3 : クレジットC1 4 : クレジットC2

5 : CATV

以上のような情報は、例えば、振込カードの磁気ストライプやICに記録される。磁気ストライプ付き振込カードの場合の運用方法は、以下の通りである。

(1) 振込カードの発行と配布

代行業者は、金融機関の振込カード発行業務を代行して行い、一括請求書を
5 支払者に郵送する際に、その請求書に対応する振込カードを同封して送付する。
したがって、一括請求書が発行される度に、毎回、新たな振込カードが発行される。

(2) 振込カードによる振込

1. 支払者は、郵送された振込カードを持って、金融機関（または、その他
10 のATM設置場所）に行く。そして、すべての支払費目の総額を振り込む場合は、その振込カードをATMに読み込ませて、ATMの画面に表示された振込カードの内容を確認し、キャッシュカードまたは現金で振込む。

また、一部の支払費目のみの金額を振り込む場合は、ATMに装備されたキー
ボード等の入力装置で、画面に表示された内容を訂正してから、振込を行う。
15 この場合、上述の振込種別、振込金額、および料金種別が画面上で変更される。

2. 振込が完了すると、ATMは、振込カードの表面に、振込金額と支払済みのマークを印刷する。そして、磁気ストライプ上の振込種別、振込金額、振込日、振込状況、および料金種別の項目に最新データを書き込んで、振込カードを排出する。

20 3. 支払者は、ATMより排出された振込カードを持ち帰って保管する。この振込カードは、毎回発行され、一括請求書と同封して送られるので、通常、再利用されることはない。

振込カードを再利用する場合は、各支払者に対する振込カードの発行を最初
の一括請求書の発行時のみとし、以後、支払者は、同じ振込カードを利用して
25 振込を行う。この場合、図9の追加データの*印の項目は、事前に記録してお

く必要はない。その代わりに、支払者が、振込カードをATMに差込んで、キーボード等の入力装置から、振込カード発行番号、振込金額、料金種別等の必要項目を入力する。そして、画面上で入力情報を確認し、一括振込金額を振込む。

- 5 また、ICカードの振込カードの場合は、金融機関のATMがICカードリーダー/ライター機能付きか否かに応じて、運用方法が変わってくる。ICカードリーダー機能付きでライター機能なしのATMが設置されている場合、支払者がICカードリーダー/ライター機能付きの処理装置を利用して、振込カードに必要な情報を書き込む。また、金融機関は、図9のようなデータフォーマット仕様の
- 10 ICカードを読み込んで振込処理を行うことができるATMを、あらかじめ設置しておく。この場合の運用方法は、以下の通りである。

(1) 振込カードの発行と配布

- 振込カードの発行と配布は、基本的に、磁気ストライプ付きの場合と同様に
- 15 して行われる。ただし、振込カードが発行されるのは、各支払者に対して最初の一括請求書が発行されるときだけである。

(2) 振込カードへの書き込み

- 支払者は、郵送された振込カードを、処理装置のICカードリーダー/ライターにセットし、振込カードの内容を読み込ませる。これにより、振込カードの内容が処理装置の画面に表示される。そして、支払者は、郵送された一括請求書
- 20 の内容を確認しながら、図9の振込種別、振込カード発行番号、振込金額、および料金種別の項目を書き込む。これにより、振込カードの内容が一括請求書に合わせて変更される。

(3) 振込カードによる振込

1. 支払者は、内容を書き込んだ振込カードを持って、金融機関（または、
- 25 その他のATM設置場所）に行く。そして、その振込カードをATMに読み込

ませて、支払費目の総額をキャッシュカード、電子マネー、または現金で振込む。

2. 振込が完了すると、ATMは、ICカードの振込種別、振込金額、振込日、振込状況、および料金種別の項目に最新データを追加して書き込んで、振込カードを排出する。

3. 支払者は、ATMより排出された振込カードを持ち帰って保管する。この振込カードは、一括請求書が発行される度に、毎回、再利用される。

また、金融機関のATMがICカードリーダー/ライター機能付きの場合は、支払者は、ATMを利用して振込カードへの書き込みを行うことができる。したがって、上述のようなICカードリーダー/ライター機能付きの処理装置は不要になる。その他の処理手順は、上述の場合と同様である。

以上説明した支払代行サービスによれば、支払者、請求者、および金融機関は、それぞれ、次のような利便性を享受できる。

〔支払者の利便性〕

15 (1) 請求額の事前確認

請求者側からインターネット経由で集められた請求データが一覧表の形式で画面表示されるので、各種料金の請求額を容易に確認することができる。さらに、画面上に表示されたボタンをポイントすることで、請求明細内容表示画面が現れるようにすれば、内容をより詳細に確認することができる。

20 (2) 各種料金の一括振込

ネット上で請求内容を確認しながら支払先を選択し、各種料金支払代行サービスサイトの指定口座（代行業者名義）に請求総額を一括振込して、支払先への振分け振込の代行を依頼することができる。したがって、個別に送付されてくる請求書類を、その都度、開封、確認、管理する煩わしさから解放され、個別の振込も不要になる。また、レスペーパー化および関連コストの低下による

手数料の低下が期待できる。

ネット経由で電子請求書を受け取れない支払者に対しては、各種料金の一括請求書が郵送されるので、個別の請求書が郵送される場合の様々な煩わしさと個別振込の不便さから解放される。

- 5 また、サービスサイトにアクセスすることにより、支払スケジュールの一覧表を容易に入手できるので、支払計画が立て易くなり、必要に応じて支払を停止することも可能になる。

さらに、この方法では、請求内容を確認して納得した後で支払を行うことができるので、口座自動引落に比べて強制感がない。

- 10 (3) 過去の支払履歴のロギング

過去の支払額をサービスサイトのサーバに蓄積しておくことができ、過去の支払状況が一目で分かるようになる。したがって、未払い等を容易にチェックすることができ、各種料金の包括的な管理が可能になる。

- 15 また、蓄積された支払額から月別／費目別の集計値を算出することもできるので、このサービスサイトを簡易家計簿として利用できる。また、蓄積されたデータを家計簿ソフトウェアの入力データとして利用することもできる。

さらに、税務署への確定申告用の領収書が必要な場合は、費目指定で1年間分の領収書を郵送するサービスを受けることができる。したがって、領収書の保管が不要となり、領収書を探す手間が省ける。

- 20 (4) 支払忘却の防止

1年に1回の会費や通信販売の支払等については、郵送された請求書をそのままにして忘れてしまうことがあるが、このような支払忘却を防ぐことができる。

- (5) 手続の省略

- 25 新規に発生した新種の支払料金に対して本サービスを利用すれば、自動引落

依頼書の金融機関への提出等の手続が不要となる。

〔請求者の利便性〕

(1) 事務作業の削減

5 支払者と金融機関に対して自動引落手続を依頼する必要がなくなり、事務作業量が削減される。

(2) 経費削減

支払者が金融機関等の窓口で振込を行う場合に比べて、処理コストが低下する。また、ネット上の振込手数料はクレジットカードの手数料より安価であるため、クレジットカードによる支払から振込への切替により、決済処理コスト
10 が低下する。言い換えれば、与信力のある支払者からの入金処理のコストダウンが可能となる。

〔金融機関の利便性〕

自動引落されない支払のうち窓口経由の振込の件数が減り、窓口の事務作業が削減される。特に、ネット銀行の場合は、次のようなメリットがある。

- 15 (1) 自動引落件数が減少し、自動引落のための処理および作業が減少する。
(2) 自動引落時の残高不足による後処理の件数が減少し、事務作業量が削減される。
(3) 自動引落手続の依頼件数が減少し、自動引落手続のための事務作業量が削減される。

20 ところで、図2の請求者装置11、エージェント装置12、金融機関装置13、インターネット端末14、およびATM15は、例えば、図10に示すような情報処理装置(コンピュータ)を用いて構成することができる。図10の情報処理装置は、CPU(中央処理装置)41、メモリ42、入力装置43、出力装置44、外部記憶装置45、媒体駆動装置46、およびネットワーク接
25 続装置47を備え、それらはバス48により互いに接続されている。

メモリ 4 2 は、例えば、ROM (read only memory)、RAM (random access memory) 等を含み、処理に用いられるプログラムとデータを格納する。CPU 4 1 は、メモリ 4 2 を利用してプログラムを実行することにより、必要な処理を行う。

5 入力装置 4 3 は、例えば、キーボード、ポインティングデバイス、タッチパネル等であり、オペレータ (請求者、代行業者、金融機関、または支払者) からの指示や情報の入力に用いられる。出力装置 4 4 は、例えば、ディスプレイ、プリンタ、スピーカ等であり、オペレータへの問い合わせや処理結果の出力に用いられる。

10 外部記憶装置 4 5 は、例えば、磁気ディスク装置、光ディスク装置、光磁気ディスク (magneto-optical disk) 装置、テープ装置等である。情報処理装置は、この外部記憶装置 4 5 に、上述のプログラムとデータを保存しておき、必要に応じて、それらをメモリ 4 2 にロードして使用する。

15 媒体駆動装置 4 6 は、可搬記録媒体 4 9 を駆動し、その記録内容にアクセスする。可搬記録媒体 4 9 としては、メモリカード、フロッピーディスク、CD-ROM (compact disk read only memory)、光ディスク、光磁気ディスク、磁気カード、ICカード等、任意のコンピュータ読み取り可能な記録媒体が用いられる。オペレータは、この可搬記録媒体 4 9 に上述のプログラムとデータを格納しておき、必要に応じて、それらをメモリ 4 2 にロードして使用する。

20 ネットワーク接続装置 4 7 は、インターネット等の任意の通信ネットワークに接続され、他の装置との通信に伴うデータ変換を行う。また、情報処理装置は、上述のプログラムとデータをネットワーク接続装置 4 7 を介して他の装置から受け取り、必要に応じて、それらをメモリ 4 2 にロードして使用する。

25 図 1 1 は、図 1 0 の情報処理装置にプログラムとデータを供給することのできるコンピュータ読み取り可能な記録媒体を示している。可搬記録媒体 4 9 や

外部のデータベース 50 に保存されたプログラムとデータは、メモリ 42 にロードされる。そして、CPU 41 は、そのデータを用いてそのプログラムを実行し、必要な処理を行う。

5 産業上の利用可能性

本発明によれば、複数の請求者から請求される各種料金の支払の際に、一括請求と一括支払が可能になり、支払者の利便性が向上する。また、1件毎の振込を集約して一括処理形態で支払を行うことにより、トラフィック抑制も可能となり、システム全体のパフォーマンス向上にも効果がある。

請求の範囲

1. 複数の請求者からの複数の請求データをまとめて、一括請求情報を生成する生成手段と、
- 5 前記一括請求情報を支払者に通知するための処理を行う請求手段と、
前記支払者が前記一括請求情報の金額を支払ったとき、支払われた金額を前記複数の請求者に振分けるための処理を行う支払手段と
を備えることを特徴とする支払代行システム。
2. 前記請求手段は、ネットワークを介して、前記支払者の端末に前記一括
10 請求情報を送信する手段を含み、前記支払手段は、該ネットワークを介して、
該端末から支払代行依頼を受信する手段を含むことを特徴とする請求項1記載
の支払代行システム。
3. 前記請求手段は、前記支払者に対して前記一括請求情報を記録した振込
カードを発行する手段を含み、前記支払手段は、該振込カードを用いた振込に
15 基づいて、前記振分けるための処理を行うことを特徴とする請求項1記載の支
払代行システム。
4. 前記請求手段は、前記支払者に対して、前記複数の請求データの中から
1つ以上の請求データを選択するための情報を提供し、前記支払手段は、該支
払者が支払った金額を、選択された請求データに対応する請求者に振分けるた
20 めの処理を行うことを特徴とする請求項1記載の支払代行システム。
5. 前記請求手段は、前記選択するための情報として、振込対象項目の組合
せの試算結果を提供することを特徴とする請求項4記載の支払代行システム。
6. 前記支払手段は、前記支払者からの指示に基づいて、前記複数の請求デ
ータの少なくとも一部に対応する支払を停止するための処理を行うことを特徴
25 とする請求項1記載の支払代行システム。

7. 前記請求手段は、前記支払者に対して、支払金額の累計と該支払者の口座残高とを比較するための支払スケジュール情報を提供することを特徴とする請求項1記載の支払代行システム。
8. 前記支払手段は、前記支払者の口座残高が支払金額に満たないとき、不足分を建て替えて支払うための処理を行うことを特徴とする請求項1記載の支払代行システム。
9. コンピュータのためのプログラムを記録した記録媒体であって、前記プログラムは、
複数の請求者からの複数の請求データをまとめた一括請求情報を、支払者に通知するための処理と、
前記支払者が前記一括請求情報の金額を支払ったとき、支払われた金額を前記複数の請求者に振分けるための処理を
前記コンピュータに実行させることを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。
10. 10. 複数の請求者から複数の請求データを受け取り、
前記複数の請求データを自動的にまとめて、一括請求情報を生成し、
前記一括請求情報を支払者に通知し、
前記支払者が前記一括請求情報の金額を支払ったとき、支払われた金額を自動的に前記複数の請求者に振分けて支払う
ことを特徴とする支払代行方法。
- 15
- 20

1
11

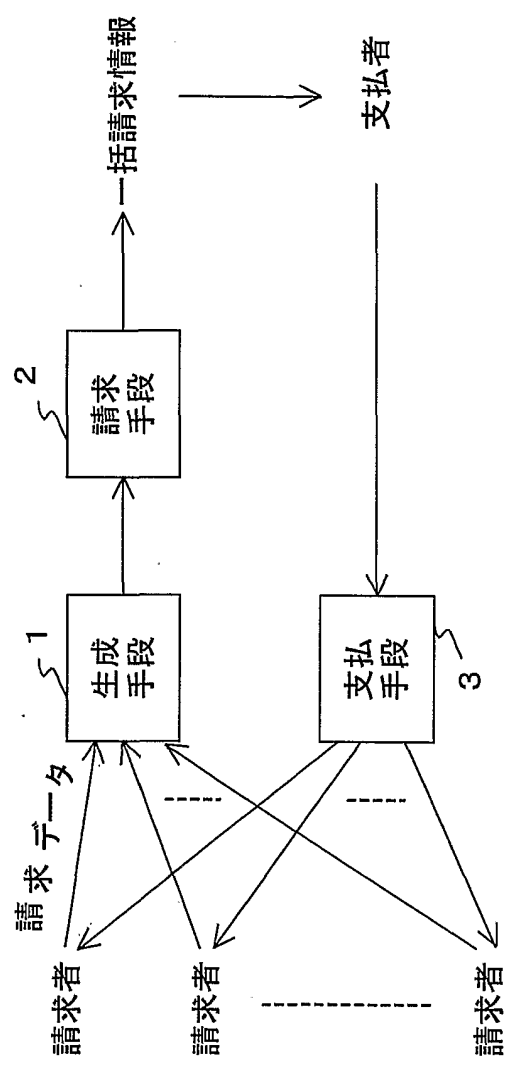


図1

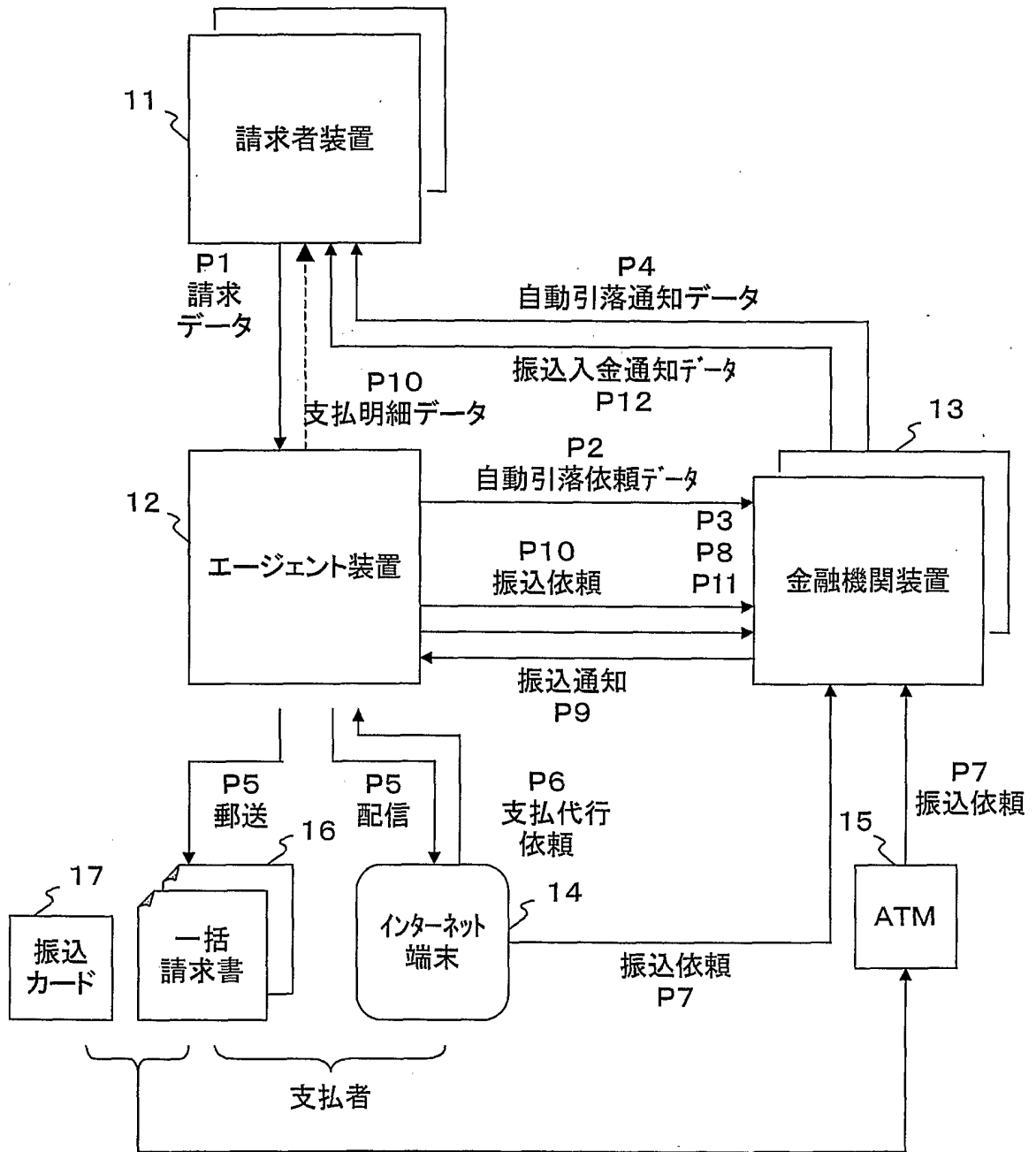


図2

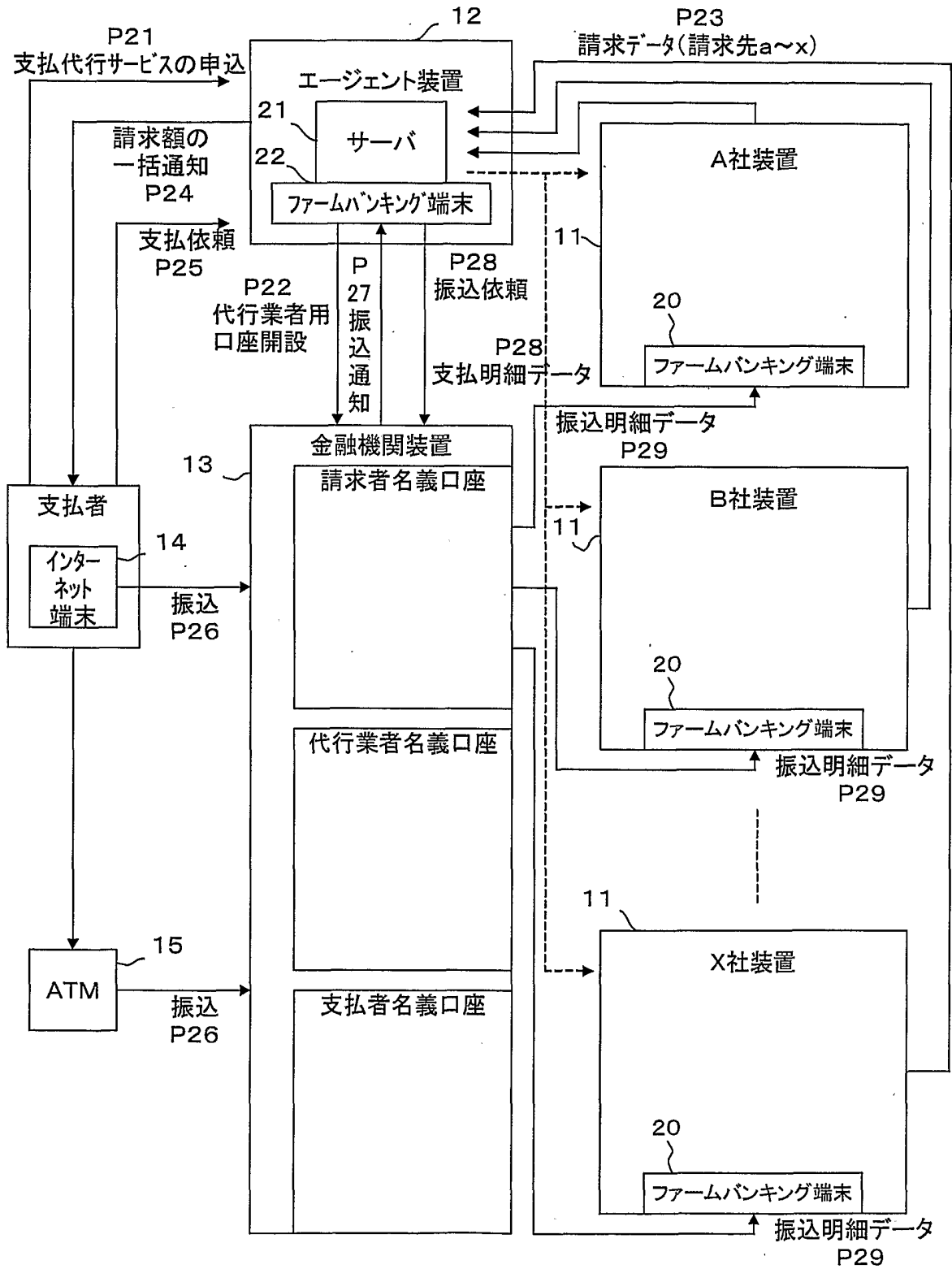


図3

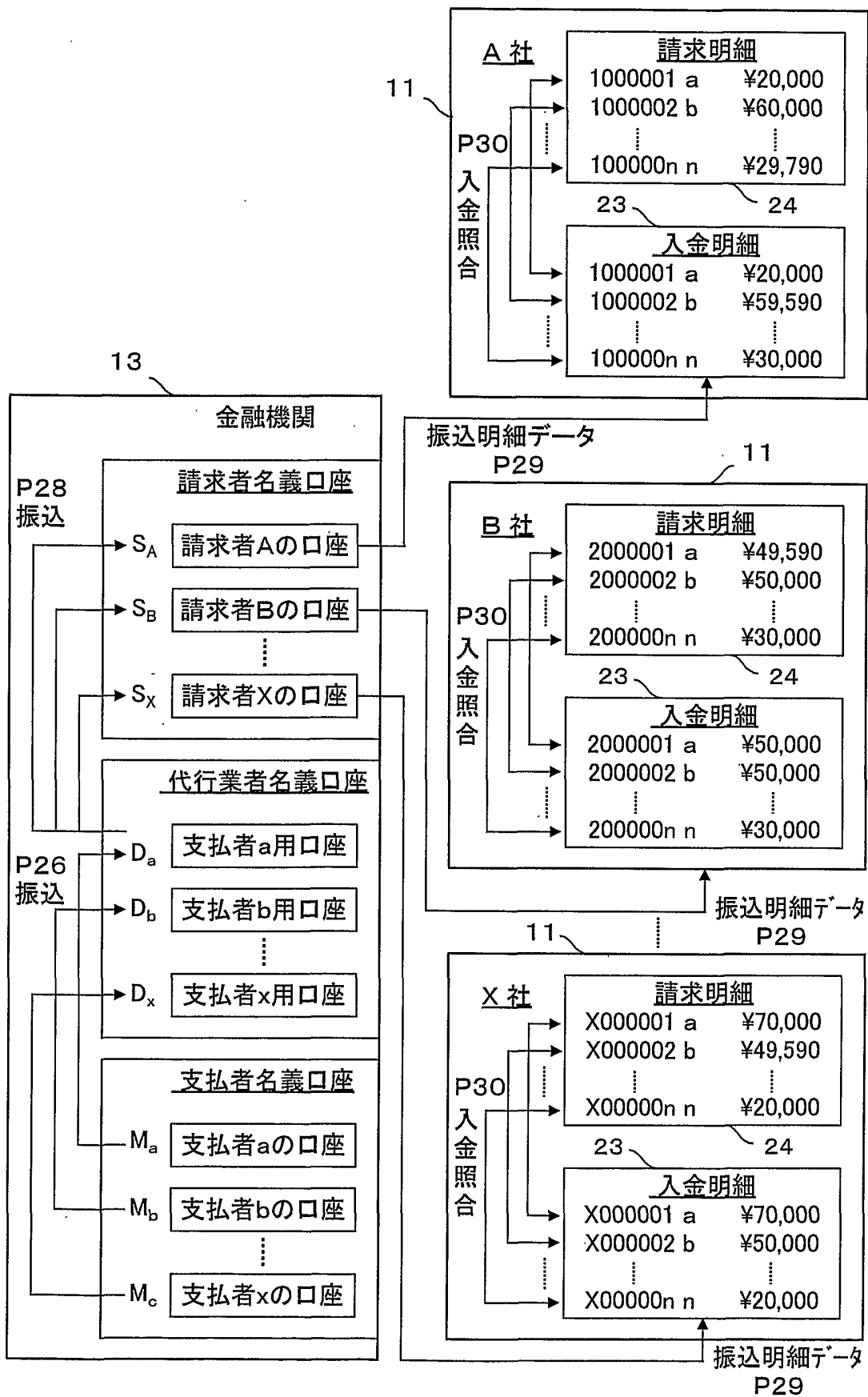


図4

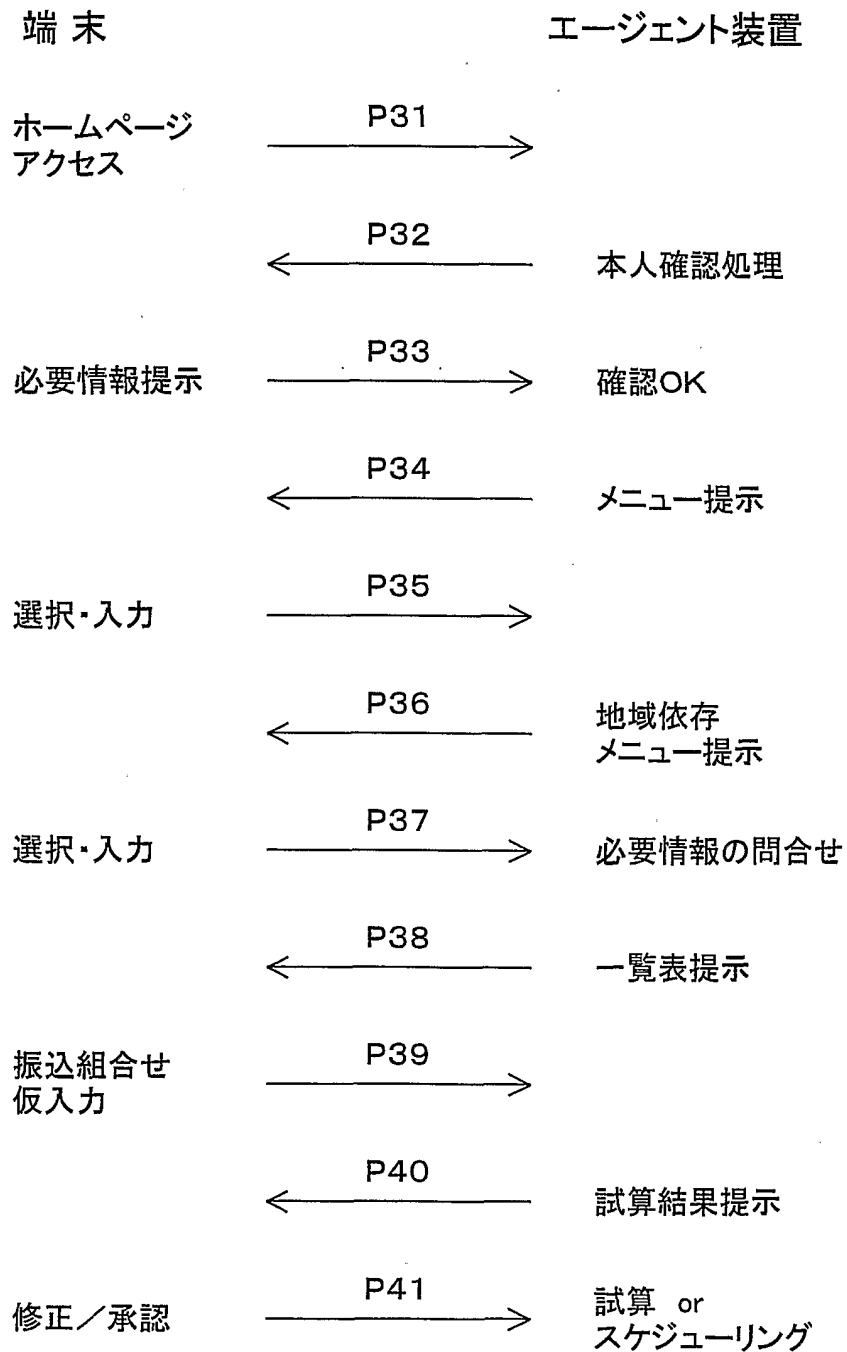


図5

6 / 11

科目	請求額	手数料	必要総額
■ ××市水道局	¥ 5,000		
■ NN受信料	¥ 3,000		
■ DD電話	¥ 23,451		
■ SS会費	¥ 10,000		
■ GGクレジット	¥ 30,000		
合計	¥ 71,451	¥ 300	¥ 71,751

図6

7 / 11

科目	請求額	手数料	必要総額
<input type="checkbox"/> ××市水道局			
■ NN 受信料	¥ 3,000		
■ DD 電話	¥ 23,451		
■ SS 会費	¥ 10,000		
<input type="checkbox"/> GG クレジット			
合計	¥ 36,451	¥ 300	¥ 36,751

図7

8 / 11

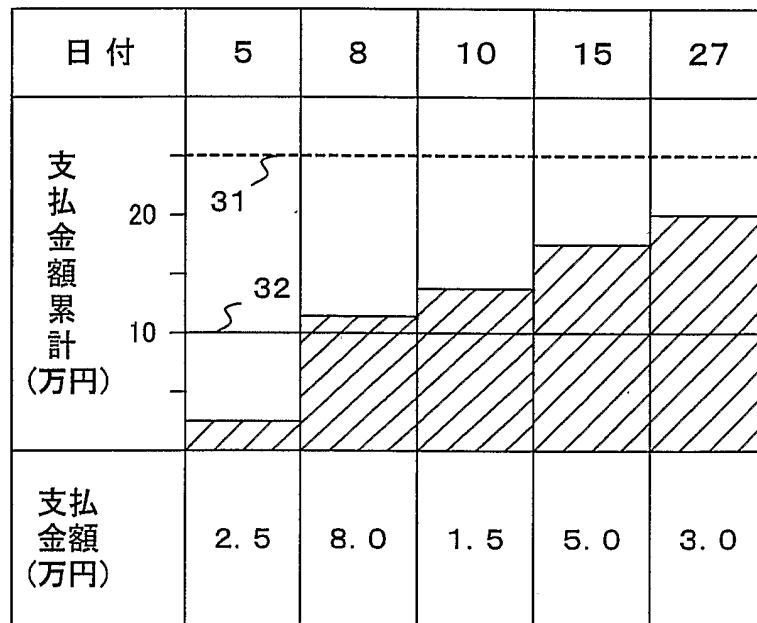


図8

9/11

IDマーク	
識別情報	
受取人データ	振込先銀行コード
	振込先支店コード
	科目
	振込先口座番号
	受取人名
振込データ 依頼人	依頼人電話番号
	依頼人名
	依頼人番号
	振込種別
追加データ	振込カード発行番号 *
	振込金額 *
	期限日 *
	手数料
	負担種別
	振込日 *
	振込状況 *
	料金種別 *

図9

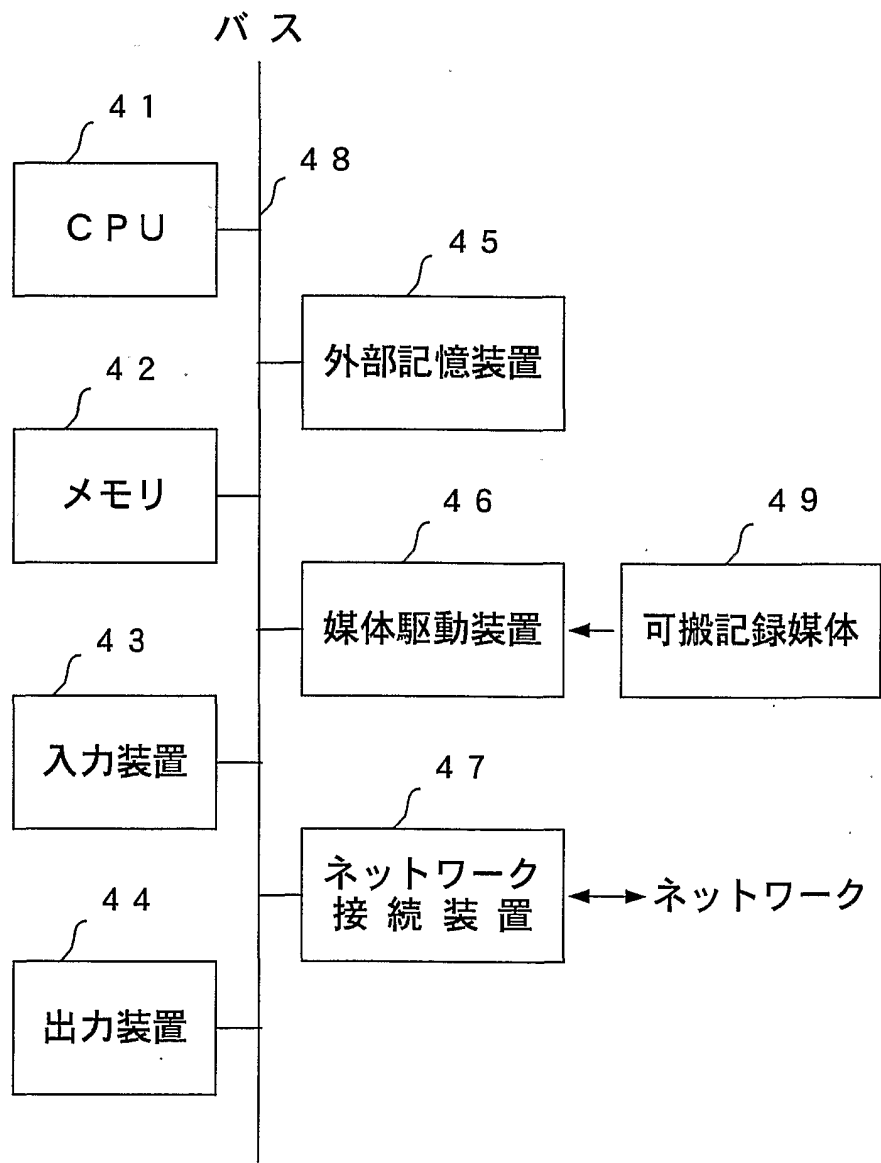


図10

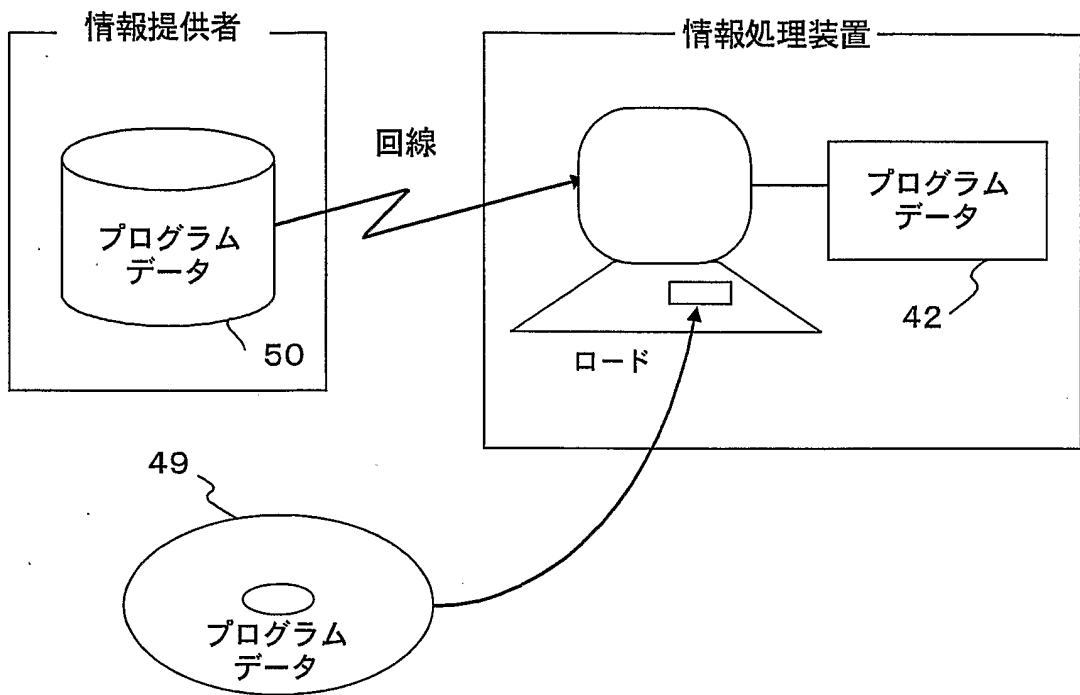


図11

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP00/02787

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
Int.Cl⁷ G06F 17/60

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
Int.Cl⁷ G06F17/60, G06F19/00

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched
Jitsuyo Shinan Koho 1926-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2000
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2000 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2000

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	WO 99/27479 A1 (Craig Michael Watson), 02 November, 1999 (02.11.99)	1, 2, 8-10
Y	& AU, 15334/99, A1 & EP, 995162, A1 & US, 5978780, A Fig. 3	3, 7, 8
X	US 5884288 A (Sun Microsystems, Inc), 16 March, 1999 (16.03.99)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	& US, 5848400, A & WO, 98/26364, A1 Figs. 5, 8, B, and "Figs. 8A- 8B illustrate exemplary web pages ..."	3, 7, 8
X	US 5842185 A (Intuit, Inc), 24 November, 1998 (24.11.98) (Family: none)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	Figs. 3, 4; "Once all transactions in the electronic statement ..."	3, 7, 8
X	WO 97/16798 A1 (Mastercard International, Inc), 09 May, 1997 (09.05.97)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	& AU, 77229/96, A1 & AU, 716268, B2	3, 7, 8

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier document but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search
01 August, 2000 (01.08.00)

Date of mailing of the international search report
15 August, 2000 (15.08.00)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP00/02787

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
	& CA, 2236432, AA & EP, 859983, A1, A4 & US, 5699528, A Fig. 2B, 4; "The electronic bill payment service ... a grievance process ..."	
X	US 5832460 A (International Business Machines Corp), 03 November, 1998 (03.11.98)	1, 2, 4, 9, 10
Y	& CA, 2173713, A & CN, 1141454, A & EP, 745947, A2,A3 & KR, 196881, B1 Figs. 2, 3	3, 7, 8
X	US 5873072 A (CheckFree Corp), 16 February, 1999 (16.02.99)	1, 2, 9, 10
Y	& AU, 24285/92, A1 & US, 5383113, A & WO, 93/02422, A1 Fig. 6	3, 7, 8
X	WO 98/15925 A2, A3 (Visa International Service Association), 16 April, 1998 (16.04.98)	1, 2, 9, 10
Y	& EP, 1016047, A1 & US, 5963925, A & AU, 48168/97, A1 Figs. 3, 16	3, 7, 8
X	JP 10-240838 A (Shimizu Corporation), 11 September, 1998 (11.09.98) (Family: none)	1, 2, 9, 10
Y	Fig. 6	3, 7, 8
Y	JP 7-044639 A (NEC Corporation), 14 February, 1995 (14.02.95) (Family: none) abstract	3
Y	JP 9-282525 A (Hitachi, Ltd.), 31 October, 1997 (31.10.97) (Family: none) abstract	3
Y	US A 5918216 (Microsoft Corp), 29 June, 1999 (29.06.99) (Family: none) Fig. 5	7
Y	WO 98/58339 A1 (Citibank NA), 23 December, 1998 (23.12.98) & AU, 81420/98, A1 abstract	8
A	DAUPHINAIS, G William et al, "An Enterprising Accounting Series from BPI", in PC Magazine, Vol. 5, No. 11, 10 June 1986 (10.06.86), pp 181-186. "Checks can be prepared in a single checkbook ..."	4, 5

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl.⁷ G06F 17/60

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl.⁷ G06F17/60, G06F19/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

- 日本国実用新案公報 1926 - 1996 年
- 日本国公開実用新案公報 1971 - 2000 年
- 日本国実用新案登録公報 1996 - 2000 年
- 日本国登録実用新案公報 1994 - 2000 年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	WO, 99/27479, A1 (Craig Michael Watson) 2. 11 月. 1999 (02.11.99)	1, 2, 8-10
Y	& AU, 15334/99, A1 & EP, 995162, A1 & US, 5978780, A 図3を見よ.	3, 7, 8

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
- 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」 同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日
01.08.00

国際調査報告の発送日

15.08.00

国際調査機関の名称及びあて先
日本国特許庁 (ISA/JP)
郵便番号100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)
阿波 進

5 L 9168

電話番号 03-3581-1101

内線 3561

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	US, 5884288, A (Sun Microsystems, Inc) 16. 3月. 1999 (16.03.99)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	& US, 5848400, A & WO, 98/26364, A1 図 5, 8B, および“FIGS. 8A-8B illustrate exemplary web pages ...” の段落を見よ.	3, 7, 8
X	US, 5842185, A (Intuit, Inc) 24. 11月. 1998 (24.11.98)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	(ファミリーなし) 図 3, 4, および“Once all transactions in the electronic statement ...” の段落を見よ.	3, 7, 8
X	WO, 97/16798, A1 (Mastercard International, Inc) 9. 5月. 1997 (09.05.97)	1, 2, 4, 6, 9, 10
Y	& AU, 77229/96, A1 & AU, 716268, B2 & CA, 2236432, AA & EP, 859983, A1, A4 & US, 5699528, A 図 2B, 4, および“The electronic bill payment service ... a grievance process ...” の段落を見よ.	3, 7, 8
X	US, 5832460, A (International Business Machines Corp) 3. 11月. 1998 (03.11.98)	1, 2, 4, 9, 10
Y	& CA, 2173713, AA & CN, 1141454, A & EP, 745947, A2, A3 & KR, 196881, B1 図 2 と 3 を見よ.	3, 7, 8
X	US, 5873072, A (CheckFree Corp) 16. 2月. 1999 (16.02.99)	1, 2, 9, 10
Y	& AU, 24285/92, A1 & US, 5383113, A & WO, 93/02422, A1 図 6 を見よ.	3, 7, 8

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	WO, 98/15925, A2, A3 (Visa International Service Association) 16. 4 月. 1998 (16.04.98)	1, 2, 9, 10
Y	& EP, 1016047, A1 & US, 5963925, A & AU, 48168/97, A1 図 3 と 16 を見よ.	3, 7, 8
X	JP, 10-240838, A (清水建設株式会社) 11. 9 月. 1998 (11.09.98)	1, 2, 9, 10
Y	(ファミリーなし) 図 6 を見よ.	3, 7, 8
Y	JP, 7-044639, A (日本電気株式会社) 14. 2 月. 1995 (14.02.95) (ファミリーなし) アブストラクトを見よ.	3
Y	JP, 9-282525, A (株式会社 日立製作所) 31. 10 月. 1997 (31.10.97) (ファミリーなし) アブストラクトを見よ.	3
Y	US, A, 5918216 (Microsoft Corp) 29. 6 月. 1999 (29.06.99) (ファミリーなし) 図 5 を見よ.	7
Y	WO, 98/58339, A1 (Citibank NA) 23. 12 月. 1998 (23.12.98) & AU, 81420/98, A1 アブストラクトを見よ.	8
A	DAUPHINAIS, G William et al, "An Enterprising Accounting Series from BPP", in PC Magazine, vol 5 No 11, June 10 1986 (10.06.86), pp 181-186. "Checks are prepared for a single checkbook ..." の段落を見よ.	4, 5